

社会機能の維持に向けた濃厚接触者の取扱いについて

令和4年1月17日(1月19日一部改)

1 主な変更内容

- オミクロン株検査陽性者の濃厚接触者の待機期間については、最終暴露日から(陽性者との接触)から10日間とする。
- 地域における社会機能の維持のために必要な場合には自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者(社会機能維持者)に限り10日を待たずに検査が陰性であった場合は待機を解除することができる。

2 具体的な対応

- 国が示す新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)における「事業の継続が求められる事業者」に掲げる事業者において、事業の継続に必要な「社会機能維持者」を選定し実施。
- 事業者は、当該社会機能維持者の無症状の確認、検査の実施(事業者自費検査)、検査結果(陰性)の確認、待機解除後の感染対策の徹底等を確実に実施。
- 事業者による検査の実施、陰性確認による待機解除については、管轄の保健所への報告は不要

(1) 対象事業者及び対象者

①医療体制の維持	全ての医療関係者
②支援が必要な方々の保護の継続	高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者(生活支援関係事業者)
③国民の安定的な生活の確保	自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービス提供関係事業者 【電力、ガス、飲食料品供給、生活必需物資供給 等】
④社会の安定の維持	社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービス提供関係事業者 【金融、物流・運送 等】

(2) 待機期間短縮の要件

6日待機で解除	6日目にPCR検査または抗原定量検査で陰性を確認
7日待機で解除	6, 7日目に(2日間)抗原定性検査キットで陰性を確認

(3) 検査方法(事業者による自費検査)

PCR検査 抗原定量検査	自費検査を提供する民間PCR検査機関等を活用(検査結果判明に1～2日を要する場合あり)
抗原定性検査	事業者が医薬品卸売販売業者から薬事承認されたものを入手(入手に際し検査実施体制に関する確認書提出)

3 事業者における手続きの流れ

- 1 ○オミクロン株濃厚接触者の確認。
○陽性者との接触等があった日から10日間の自宅待機を開始。

- 2 ○濃厚接触者が、社会機能を維持するために必要な業務に従事する者(社会機能維持者)である場合、所属する事業者^{※1}が、早期待機解除(就業)が事業の継続に必要と判断。

※1 自己の事業が社会機能の維持のために必要な事業か否かについては、国が示す新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)における「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」を参照のうえ、各事業者において判断してください。

- 3 ○事業者は以下により社会機能維持者の待機を解除(解除に当たり、管轄の保健所への報告は不要)。

- ①当該社会機能維持者(濃厚接触者)が無症状であることを確認
- ②以下の何れかの方法により陰性を確認(自費検査)
 - ア) 6日目にPCR検査、抗原定量検査^{※1}により陰性を確認
 - イ) やむを得ずア)の検査の実施ができない場合は、6日目と7日目に抗原定性検査キットによる検査^{※2}により陰性を確認

※1 検査にあたっては、自費検査を提供する民間検査機関を活用してください。
※2 抗原定性検査キットは必ず薬事承認されたものを用い、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する際には、当該事業者において検査管理者を定め①研修受講、②受検者への説明、③オンラインによる立会等の確認書の提出が必要となりますので留意してください(添付の国通知参照)。
◆医薬品卸売業者については以下のサイトを御参考としてください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html
※3 医療機関以外の検査で結果が陽性であった場合は医療機関の受診を促し、その診断結果の報告を求めてください。

- 4 ○事業者は待機解除後の業務への従事に当たり、以下の対応を行う。

- ①職場等における感染対策の徹底
- ②当該社会機能維持者に対し、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、公共交通機関の利用を避けるよう説明

【問い合わせ先】 一般的事項： 県新型コロナウイルス感染症対策室 083-933-3261
抗原定性検査キット関係： 県薬務課 083-933-3020